



申28号長岡運輸区の現車走行訓練における未払い賃金の清算を求める申し入れ団体交渉報告

地本は10月26日に申28号団体交渉を行いました。長岡運輸区での現車訓練などが現地集合・解散となっており、職場から車両までの徒歩時分が付与されていませんでした。申し入れを提出後、団体交渉開催前の9月分給与に追給されましたが再発防止と、未払い賃金追給時の会社対応が管理者によって異なったため明確な説明を求めました。

1. 現車走行訓練参加者に対し、アルコール検査から集合場所までの労働に対し賃金を支払うこと。

回答：社員の声に基づき確認した結果、労働時間の一部が付与されていないことが判明したため、賃金遡及の取扱いに則り、賃金を追給する。

(組合) 社員の声に基づきとは、支社に問い合わせがあったのか。現場管理者は支払わないと言っていた。

(会社) 現場長に問い合わせがあった。「払う」「払わない」というのは把握していない。

(組合) 現場長に支払わないと言われれば、それ以上声の出し方が分からない。現場管理者が支払いの有無を判断できるのか。原則的な勤務を知っていればこうならない。

(会社) 勤務の認識を誤解していた。しっかり教育し、今後認識誤りによる未払い賃金を発生させないようにする。

2. 現車走行訓練は自区集合、自区解散の労働時間で計算を行うこと。

回答：訓練等の集合場所、開始時間については、適切に指定していく考えである。

(会社) 今後区所から移動時間を付与し、長岡車両センターで訓練する場合は入出区列車に乗車するので、その時分も付与する。

(組合) 賃金遡及についてそれぞれ何分で算出したのか。

(会社) 不利益にならないように計算した。現場では丁寧に教えている。

(組合) 総額しか教えてもらっていない。会社のミスでこうなったのである。詳細について説明が無ければ正しいか確かめようがない。

(会社) 一人ひとり何分というのは個人情報。ここでは話をすることはしない。

(組合) 何分足りなかったのかと聞くのはおかしいのか。現場長は詳細を知っているのか。

(会社) 現場長には詳細は伝えていない。時分と金額のみである。会社として労働に対する賃金は支払う。ケースとしては現車3ケース、車両センター4ケースである。

(組合) 最大7ケースあったが、大前提は間違っていたわけで確かめようとしても確認できる材料がない。知りたければ聞きに来いという姿勢に誠意があるのか。

(会社) 個々に対応できればより丁寧な対応となった。人数をかけて対応できれば良かった。社員の声を聞いた中でより丁寧に対応していかなければならない。

申し入れにより3年分のみ遡及できたことは大きな成果ですが、それ以前の分は遡及することはできません。清算した社員への未払い分がどれ位なのかなど説明責任が会社にはあるのではないのでしょうか。そもそも現場で真摯に対応していれば、もっと早く解決できた問題ではないのでしょうか。